

中小企業庁 御中

意見書

2014年8月18日

**NPO 寄付への税額控除処理を、確定申告だけではなく、年末調整  
においてもできるようにして頂きたい**

**【確定申告をする人は、源泉徴収される人よりも少ない】**

- ・現在、税額控除を得るには、寄付者は確定申告をせねばなりません
- ・しかし企業等勤務者は、通常は確定申告を行わず、雇用事業者が源泉徴収事務を行います
- ・それがゆえに、わざわざ確定申告を行わなければ税額控除のメリットを得られず、寄付のインセンティブが働きません
- ・源泉徴収による納税者は平成 22 年度において、給与所得者の 82.5%を占め、その数は 3755 万人にもものぼります
- ・一方で確定申告者は 2315 万人で、源泉徴収者数が確定申告者数を大きく上回ります（出典：国税庁 平成 23 年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況等について）

**【寄付市場が 2.6 倍に】**

- ・現在、確定申告をする人しかメリットの感じにくい税額控除の仕組み。これが、年末調整によって可能になり、源泉徴収をされる人達（つまりは企業等勤務者）にも広がることで、寄付者数は 2.6 倍に広がります。これは寄付市場が 2.6 倍になることに繋がります

**【課題は経済団体】**

- ・寄付控除事務を年末調整によって可能にすることは、企業負担を若干増すことに繋がります
- ・過去、経済団体等の反対があったそうです
- ・しかし、事務負担の増加以上に、寄付額の増加による社会的課題解決の進展の方が国益となると考え、企業や経済団体への理解を求め、実現していきたいと思えます

【ふるさと納税の制度改正の流れ】

- ・政府は「ふるさと納税」制度を、2015年度から拡充する検討に入りました。税金が軽減される寄付の上限額を現在の2倍に引き上げ、手続きも簡素化して、年末に決定する15年度税制改正に盛り込む方針であるそうです
- ・政府内でも「年末調整を活用できないか」という声もあるそうです
- ・ふるさと納税と、軌を一にして、NPO 寄付制度においても改善を行っては如何でしょうか

【経産省・中小企業庁にして頂きたいこと】

- ・経済団体に大きく影響力のある経産省・中企庁にご協力を頂き、産業界において賛意の波を形成して参りたいと思います

以上

NPO 法人 Etic. 代表理事 宮城治男  
NPO 法人ソーシャルベンチャー・パートナーズ東京 代表理事 岡本拓也  
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事 駒崎弘樹